

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年1月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300245 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300090 号

第 1 結論

第 2 の 3 に示す請求期間①について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 の 3 に示す請求期間②について、訂正請求記録の対象者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 21 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 42 年 10 月 21 日から昭和 43 年 2 月 2 日まで

請求期間①について、A 社に昭和 35 年 10 月 1 日に入社し、昭和 42 年 10 月 20 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、昭和 42 年 8 月 21 日資格喪失となっている。

請求期間①当時も A 社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A 社を退職後は期間をあげずに、B 社に昭和 42 年 10 月 21 日に入社し、昭和 43 年 10 月 20 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、昭和 43 年 2 月 2 日資格取得となっている。

請求期間②当時、B 社は創業直後であったが、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録によると、A 社における訂正請求記録の対象者の離職年月日は昭和 42 年 8 月 20 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合していることが確認できる。

また、A社は、請求期間①当時の資料は保管していないため、訂正請求記録の対象者の勤務及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、請求期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、訂正請求記録の対象者の退職日を覚えている者はいないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、訂正請求記録の対象者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和42年8月21日と記載されており、訂正等の形跡は見当たらず、オンライン記録の資格喪失年月日と一致している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、商業登記簿謄本によると、B社は昭和42年9月1日に設立しており、訂正請求記録の対象者は、設立当初から昭和43年9月30日までの期間に同社の取締役役に就任していることが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和43年2月2日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているところ、同社の被保険者記録が確認できる同僚は、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となる前から訂正請求記録の対象者は勤務しており、複数の同僚も同社には昭和43年2月2日より前から5人以上勤務していた旨陳述していることから、期間を特定することはできないものの、請求期間②当時、同社は、適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる上、訂正請求記録の対象者は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、商業登記簿謄本によると、昭和62年3月*日に解散しており、オンライン記録によると、昭和62年8月14日に適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しており、同社の役員は、請求期間②に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び控除について不明である旨回答していることから、当該期間に係る同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和43年2月2日と記載されており、訂正等の形跡は見当たらず、オンライン記録の資格取得年月日と一致している。

さらに、請求期間②に係るB社の給与明細書を所持していると回答した同僚はおらず、請求者も、訂正請求記録の対象者は当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していなかった旨回答していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の請求期間②において、給与から厚生年金保険料を控除していたかを確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。